

第3回 焼津市景観審議会議案

日 時 令和7年8月29日（金）

午後3時30分から

会 場 焼津市役所本庁舎7階第3委員会室

第3回焼津市景観審議会議案一覧

番 号	件 名	決定者	頁
議案第 1 号	焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について	審議会	1 ～ 4
報告第 1 号	中間報告について	焼津市	別紙 1

議案第 1 号

焼津市景観審議会会長及び副会長の選出について

焼津市景観審議会委員名簿

任期：令和7年8月29日から令和9年8月28日（2年間）

番号	区分	分野	氏名	職名等	備考
1	学識経験者	景観 まちづくり	おかだ ともひで 岡田 智秀	学 校 法 人 日 本 大 学 理工学部まちづくり工学科教授	新任
2	学識経験者	自然	あさみ かよ 浅見 佳世 (女性)	学 校 法 人 常 葉 大 学 社会環境学部社会環境学科教授	再任
3	関係団体	建築	さげさか しげこ 提坂 しげ子 (女性)	一 般 社 団 法 人 志 太 建 築 士 会 (女 性 部 会)	新任
4	関係団体	商工	いしがみ ともこ 石 上 智子 (女性)	焼 津 商 工 会 議 所 (女 性 会 会 長)	再任
5	関係団体	商工	おおいし かずひろ 大石 一宏	大 井 川 商 工 会 長 事 務 局	新任
6	関係団体	歴史文化	やぎ かつゆき 八木 勝行	焼 津 市 文 化 財 保 護 審 議 会 員 審 議 委	再任
7	市民	—	はやかわ たけし 早川 猛	自 治 会 連 合 会 副 会 長	再任

第 8 章 焼津市景観審議会
(焼津市景観審議会)

第 30 条 この条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、焼津市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の構成員
- (3) 市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項に関し助言及び提言を行う。

- (1) 市の景観まちづくりに関すること。
- (2) まちづくり事業等における景観の形成に関すること。
- (3) 景観計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、景観の形成に関すること。

5 前 4 項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（景観審議会の会長及び副会長）

第 31 条 焼津市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 32 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 33 条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、非公開とすることができる。

（審議会の庶務）

第 34 条 審議会の庶務は、条例を所管する課において処理する。